

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第9回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年8月7日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時56分～午前10時09分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室（大会議室）
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
さ
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第64号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、
承認を求めることについて
○議案第65号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の
制定について
○議案第66号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第67号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開

11 傍 聽 人 數 0 人

委員長

開会

(議案第64号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案は、先に執行いたしました第27回参議院議員通常選挙における投票立会人について、選任後に変更がありましたので、その変更の専決処分に関し承認を求めるものであります。

資料の2ページをご覧いただきたいと思えます。専決処分書となりますが、専決処分の日は令和7年7月20日でございます。それから4ページの別紙となりますけれども、変更とした内容でございます。一関第7投票区の投票立会人について、記載の通り変更したものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第65号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について)

事務局長

議案の朗読

○ 資料は5ページからとなります。選挙運動に従事する者、及び選挙運動のために使用する労務者に対し、支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準については、物価変動等を考慮して引き上げを行うなど、所要の措置が講じられてきたところでございます。この度、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、今年6月4日に公布・施行され、衆議院議員それから参議院議員の選挙における選挙運動に従事する者等に対し、支給することができる報酬及び実費弁償の基準額が改定されたことから、当市においても国の選挙に準じた取り扱いとするため、規程に定める実費弁償の最高額を改

正しようとするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側が改正前、右側が改正後となっております。一関市選挙執行規程の第33条で、実費弁償及び報酬の額について定めておりますが、その具体的な額を規定している別表第4を改正しようとするものでございます。内容でございますが、別表第4の1、「選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額」の(3)といたしまして、航空賃を新たに設けるというものでございます。これによりまして(3)の車賃が(4)にというようなことで、以降1つずつ繰り下がることとなります。また、改正前の(4)宿泊料については(5)となりまして、金額については12,000円から23,000円に。それから(5)の弁当料については(6)となりまして、1食につき1,000円、1日につき3,000円から、1食につき1,500円、1日につき4,500円に。それから(6)の茶菓料については(7)となり、500円から1,000円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

それから3、「選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額」の(1)、船賃の次に航空賃を追加し、「(1)、(2)及び(3)」を、「(1)から(4)」までに改正しようとするものでございますし、また(2)の宿泊料については、10,000円から20,000円に改正するものでございます。

その下4、「選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額」の(1)選挙運動のために使用する事務員については、10,000円から15,000円に。次のページになりますが、(2)自動車の上における選挙運動のために使用する者、それから(3)の専ら手話通訳のために使用する者、(4)専ら要約筆記のために使用する者については、それぞれ15,000円から20,000円に改正するものでございます。

最後、附則でございますが、施行期日は令和7年8月7日からとするもので、本日議決をいただければ、本日付けで施行しようとするものでございます。

金今壽信委員 それぞれの額というのは、政令改正に伴う金額とイコールということでしょうか。

事務局長 そうです。

金今壽信委員 一関独自ということではないのですね。

事務局長 独自ではないです。参議院議員選挙については、この金額で既に執行されていますし、今回市長市議会議員選挙については、今回改正する金額で行おうとするものでございます。

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第66号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第28条の規定により、令和7年8月1日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消しようとするものでございます。内訳は8ページをご覧いただきたいと思います。7月31日までに死亡した者、男33人、女26人の計59人。転出後4箇月を経過した者が、男220人、女228人の計448人。合わせまして、男253人、女254人の合計507人を抹消し、令和7年8月1日現在の名簿登録者数につきましては、男44,113人、女46,789人の合計90,902人となるものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第67号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者について)

事務局長

議案の朗読(2件を一括審議)

○ 在外選挙人名簿につきましては、国政選挙の際に用いられるものでございますが、在外選挙人名簿に登録された者につきましては、国内の市町村において、正しく住所を定めた日から4ヶ月経過後には、在外選挙人名簿から抹消する旨、公職選挙法第30条の11に規定されてございます。今回この規定に該当する議案に記載の者を、在外選挙人名簿から抹消しようとするものでございます。

また次のページとなりますが、海外において領事館の管轄区域に住所を有する18歳以上の者については、その領事館を経由して最終住所の地の選挙管理委員会に対して、在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができ、申請を受けた市町村の選挙管理委員会では、遅滞なく登録するということが公職選挙法に規定されてございます。今回、一関市が最終住所地となっている記載の者から申請があったので、登録しようとするものでございます。11ページとなりますが、これまでの在外選挙人名簿登録者数につきましては、男27人、女26人の合計53人でした。今回登録しようとする者、抹消しようとする者につきましては、共に女1人ということでございますので、令和7年8月7日現在の在外選挙人名簿登録者数につきましては、これまでと同数の男27人、女26人の合計53人ということになります。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

委員長

閉会